

令和6年第11回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和6年8月2日（金）
- 2 場 所 宝塚市役所 教育長応接室
- 3 開会時間 午後5時30分
- 4 閉会時間 午後6時 5分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	岡本 進
学校教育部長	藤井 明人	職員課長	奥田 利富美
社会教育部長	番庄 伸雄	社会教育課長	河合 晋一
管理部次長	池本 和義	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育部次長	前田 政子		
学校教育部次長	西口 信幸		
学校教育部次長	山下 昌裕		
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題
報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて
報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて
議案第18号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出るについて
議案第19号 宝塚市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について（答申）

会議の概要

開会 午後 5時30分	
赤井教育長	令和6年第11回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。 傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
赤井教育長	本日の署名委員は春日井委員です。よろしくお願いします。 本日の付議案件は、報告事項2件、議決事項2件、議決事項以外の案件1件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、報告事項2件、議決事項2件、議決事項以外の案件1件です。 案件については、一覧のとおりです。 審議の順番としましては、議案第18号、報告事項、議案第19号、報告第7号、報告第8号の順でお願いします。 議案第18号及びこれに関連する答申の報告、報告第7号及び報告第8号につきましては、それぞれ一括での審議をお願いいたします。 また、報告第7号及び報告第8号につきましては、教職員人事に関する事項ですので、非公開での審議でお願いします。 審議のほどよろしくお願いいたします。
赤井教育長	それでは、議案第18号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出ることについて、報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について（答申）、担当課より一括して説明をお願いいたします。
番庄部長	議案第18号 公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について意見を申し出ることについて及び報告事項 宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者の選定について、一括して提案理由及び内容を御説明申し上げます。 本件は、宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了することから、令和7年4月1日から令和12年3月

31日までの期間における当該施設の新たな指定管理者の指定について、市議会の議決をいただく必要があるため、市議会議案の提出について市長に意見を申し出るものです。

指定管理者の選定に当たっては、知識経験者、公共的団体等の代表者、公募による市民で構成される宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会を設置し、3度の開催を経て審査を行いました。

本年5月17日に開催した選定委員会において、募集要項、業務仕様書、選定基準などを決定し、これらに基づき、6月1日から7月1日までの間、募集を行った結果、1者の応募がありました。

7月10日及び7月17日に開催した選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、「施設の運営に必要な専門知識を持っているか」、「多世代に向けての自然体験活動、環境学習活動、文化財活用を実施する提案（計画）内容となっているか」、等を基準として審査を行いました。審査方法としては、委員一人当たりの配点を120点満点とし、16の審査項目を5段階で評価し、必要最低点数である360点を上回る団体を指定管理者の候補者として決定することとしました。

選定結果については、委員6名のうち1名が欠席でしたが、出席委員5人の評価点合計600点中474点（79.0％）で、必要最低点数である360点（60％）を上回っており、一般社団法人宝塚にしたに里山ラボが指定管理者の候補者として選定されました。

選定に当たり、特に評価された点としましては、自然環境及び文化財など本施設の特性を活かした事業実績及び提案がなされたことが挙げられます。自然を利用した動植物の観察会、西谷地域の食を利用した食育体験などの事業実績を今後も推進していくことで、自然に対する興味、関心の醸成といった野外活動ができる社会教育施設としての役割を果たすことが期待できます。また、若い世代に訴求力のあるデザイン性の高い広告やSNS等を使った効果的な情報発信について評価されました。

以上を踏まえ、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

説明は以上です。

資料の方、ご覧ください。資料の3ページには、選定内容、それから審議内容等の説明になります。4ページについては、プレゼンテーションのいきさつで、3に選定結果を掲載しております。

先ほど理由を説明しました4ページに、(2)に選定理由を掲げております。また選定に当たって、本委員会といたしまして、付帯意見として次のことを意見しております。

教育活動に関する取組について評価していますが、今後もより一層の教育委員会との連携で学校教育の利用向上に努めること。

地域を巻き込んで子どもたちがふるさと意識の醸成ができるような事業に取り組むこと。

利用者が安全で安心して活動ができるよう日頃から危機管理対策を念頭に置いた研修や訓練に取り組むこと。ということで意見をしております。

以上が答申内容及び報告でございます。

よろしくご審議承りますようお願いいたします。

赤井教育長 ありがとうございます。委員の皆さん、何かご質問等ありますか。

石井委員。

石井委員 これは1者応募になった理由は何かありますか。

河合課長 実は1者の応募を避けるために、なるべく多くの事業者に参加していただきたいと、事前に7者にお声がけをしました。

7者声かけをさせていただいたんですが、実際現地説明会ではそのうち4者が来られ、その中でもじっくり企業として儲かるか儲からないか含めて検討いただいた上で、最終的に1者の応募になってしまいました。

結果としては残念ですが、プロセスとしては、なるべく多くの方に参加いただくようにお声がけをしたということです

赤井教育長 他に何か意見等ありますか。

石井委員 意見です。2025年から6年間で以前に話が出ましたが、教育施設として運営するのかその方向性などについて、検討していく必要があるのかなと思います。そこは、協議したいので、またよろしくお願いします。

河合課長	承知しました。
赤井教育長	何かございましたらお願いします。 よろしいですか。
委員	(はい)
赤井教育長	それでは、報告事項につきましては以上とし、議案第18号 公の施設 (宝塚市立宝塚自然の家)の指定管理者の指定について意見を申し出るこ とについては、原案の通り可決でよろしいでしょうか。
委員	(承認)
赤井教育長	ありがとうございます。 それでは、続きまして、議案第19号 宝塚市教育委員会会議規則の一 部を改正する規則の制定について、を議題とします。 担当課より説明をお願いします。
岡本課長	議案第19号 宝塚市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定 につきまして、提案理由及び内容をご説明いたします。 現行規程において、宝塚市教育委員会の会議の開催については、教育長 及び教育委員は指定の場所に参集することを前提としており、感染症や災 害等の影響によって参集することが困難な場合には、会議を欠席せざるを 得ない状況となっています。 このたび、教育長又は教育委員の参集が困難な事態においても、教育委 員会の機能を維持するため、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互 に認識しながら通話することができるシステム、オンライン会議システムを 利用することで、会議への参加が可能となるよう規程を整備するほか、所要 の整備を行おうとするものです。 お配りしております議案の、新旧対照表の左右に並んでいるものをご覧く ださい。 まず3条のところですが、こちらは内容の変更はございませんけれども、 条文の組み換えをしております。3条2項が原案の3条1項の冒頭の部分 で、2項が元々3条1項にあった部分を書き換えた、並び変えた部分でご ざいます。

ページをめくっていただきまして、現行の3条4項、3条5項を次のページの、同じページの右下の部分の第4条に新たに提示しております。

新の第4条のところですが、先ほど申し上げた通り、旧の第3条4項、5項と基本は同じですが、4条1項のただし書きとして、「ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない」という規程を追加しております。この規定に基づいて、第5条のオンライン会議システムによる参加の規定を提示しているところです。第5条につきましては、オンライン会議システムで参加いただく場合の手続きを整理しているものでございます。

11条の採決をまとめるところですが、オンライン会議システムで会議していただく場合に、採決の際に若干問題が出ます。現状、今はほとんどやってないんですが、記名または無記名投票というのが一応想定はされております。教育委員会会議の採決の際ですね。ただ、オンライン会議システムで記名・無記名投票を行う場合は、ちょっとできないというか、そもそも無記名で投票するのはできないですね。記名投票も手元でしか紙がないので投票のしようがないというところで、オンライン参加者はその記名・無記名投票の採決には加わることができない、というような規定を設けております。実際のところなんですけれども、現状は記名・無記名の投票方式でその採決を決定するということをやってませんので、規定はあるんですが、実効性はあまりない規定かなというところで考えています。

あと現行15条、新の17条の第2号、議事録のところですが、オンライン会議システムを利用して参加いただいた場合につきましては、議事録にその旨を記載することを考えております。

今回、改正に合わせまして第6条、会議の順序のところなんですが、現行案の規定としてはですね、開会後に教育長の報告がありまして、その後議事に入るというような規定になっておるんですが、現在そのような運用を行っておりませんので、運用実態を踏まえまして、この6条2号の教育長の報告という規定を一旦削除させていただければと考えております。

す。

削除に合わせまして旧第15条、新第17条のところをご覧ください。

議事録の記載事項として現行の「教育長等の報告の要旨」というのがございますけれども、先ほど申し上げた通り、報告自体が記録されていますので、こちらの議事録からの、議事録の記載からも「教育長等の報告の要旨」というのを削除させていただこうとするものでございます。

規則の施行につきましては、この日からの施行で予定をしております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

赤井教育長

ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、何かご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

石井委員。

石井委員

投票のところなんですけども、例えば3人、この中の3人オンラインで参加があったとしても、会としては成立しているんですね。

岡本課長

そうですね、会に参加していることとみなす、とありますので会としては成立しているということです。

石井委員

わかりました。

赤井教育長

他に何かございますか。

木野委員。

木野委員

規則の案自体は反対ではではありませんけど、運用としましては、傍聴人がおられる場合には、そのオンライン参加している委員の少なくとも音声まで、できれば映像は傍聴の方にも見られるような運用を考えておられるということでよろしいですか。

岡本課長

はい。

赤井教育長

ありがとうございます。

他に何かございますか。

春日井委員

22ページの11条の2項の「前項ただし書きの場合において、オンライン参加者は、記名又は無記名の投票による表決に加わらない。」という部分の説明をお願いします。

- 岡本課長 前のページの11条の「ただし、必要があるときは、会議に諮り、記名又は無記名の投票によって採決することができる。」とあります。その規定を使って採決する場合に、実際のオンライン会議システムを使って参加いただいてる方については、投票自体ができない、ということです。
- 春日井委員 なるほど。チャットシステムを使って挙手をあげるとか、そういうことではないのですね。
- 岡本課長 記名投票のどの形を取るにしても、通常は箱に入れてから、箱を開けて集計します。
- 春日井委員 それってどんな場合が想定されるんですか。
- 岡本課長 規程はあるんですけども、現状やっていないので、今後もないと考えています。
- 春日井委員 ですね。
- 岡本課長 今回、ひとまず現行規程をあまり触らずに会議システムの規程を入れようとしたので、実際、他市にも聞いてみて、記名・無記名の投票をやったことがないという市が大半なのであれば、この規定自体は見直しを考えています。
- 春日井委員 わかりました。
- 赤井教育長 他に何かございますか。よろしいですかね。
- それでは、議案第19号 宝塚市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案の通り可決でよろしいでしょうか。
- 委員 (承認)
- 赤井教育長 ありがとうございます。
- それでは、先ほど事務局からありましたように、ここからの議題は非公開の案件といたします。また、次の議題は人事に関する案件のため、事務局と説明以外の方は退出をお願いします。

【 事務局と説明員以外退出 】

赤井教育長

よろしいですか。

それでは、報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて、
報告第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて、を議題としま
す。

担当課より一括して説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

ありがとうございます。

では、退出した職員の入室をお願いします。

【退出していた職員の入室】

赤井教育長

本日の予定の案件は以上ですが、他にご報告いただくことはございますか。

岡本課長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 6時05分